

足寄町農業委員会
第3回総会会議録

自 令和7年5月23日

至 令和 7 年 5 月 2 3 日

足寄町農業委員会

令和7年5月23日 第3回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時45分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	6番 人見 華代	8番 大平 哲信
9番 葛西 香織	10番 (欠番)	11番 宮口 孝治
12番 松田 博幸		

2 欠席委員

5番 餌取 靖徳	7番 遠國 和宏
----------	----------

3 議事に参与するもの

総務担当主査 留田 篤史
総務主査 餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 5	議案第3号 土地の現況証明書下付について
日程第 6	議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

第3回農業委員会総会

令和7年5月23日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第3回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、5番餌取靖徳委員、7番遠國和宏委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、3番上妻良一委員、4番佐藤伸哉委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より

通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成16年4月21日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、兄の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年9月30日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

3番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和7年2月13日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

4番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年4月25日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第1号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町芽登3070番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は原野です。

面積につきましては、5, 373㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別432番12、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は原野です。

面積につきましては、42, 396㎡のうち、37, 454㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町共栄町116番1、ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は原野です。

面積につきましては、3, 551㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町芽登1992番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は畑です。

面積につきましては、22, 053㎡のうち、19, 430㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、隣接する産業廃棄物処理施設の拡張に適した敷地であり、他に代替地がないため、農用地利用計画を農地から除外するものです。

5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別16番1、ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は原野、山林、現況は原野です。

面積につきましては、54, 600㎡のうち、44, 080㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

6番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別13番1、ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は原野です。

面積につきましては、17,979㎡のうち、6,360㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢198番1ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、197,385㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有農地の処分を行い、譲受人におきましては、農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は3,000,000円となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

6 番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、5月14日、私と遠國委員、葛西委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄115番8、計1筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄116番8、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛215番、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、5月14日、私と遠國委員、葛西委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項で、農地利用最適化交付金事業を実施する場合、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと規定されており、この規定に基づき、議決をお願いするものです。

指針の内容について、ご説明します。

第1で、基本的な考え方を記載しております。

第2で、具体的な目標、推進方法及び評価方法として、1遊休農地の発生防止・解消について、目標の遊休農地割合を0%維持とし、その方法を記載しております。

2担い手への農地利用の集積・集約化について、その目標とその方法を記載しております。

3新規参入の促進について、その目標を2年毎に2経営体とし、その方法を記載しております。

なお、本件につきましては、令和7年4月18日開催の全員協議会で協議した案件で

す。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第3回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時45分 閉会

議 長 松田 博幸

農業委員 上妻 良一

農業委員 佐藤 伸哉
